

復興交付金事業計画

計画名称 いいたて まていな農業復興計画
計画策定主体 飯舘村
計画期間 平成 24 年 4 月から平成 28 年 3 月
計画区域 福島県相馬郡飯舘村 ただし、当該計画の実施場所は福島県内の避難先市町村および除染完了後の村内とする。 ※計画区域、区域の現況及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。
計画区域における震災による被害の状況 飯舘村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災および津波災害を原因として東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した原子力災害により、村内全域が大量の放射性物質により汚染され、平成 23 年 4 月 22 日に計画的避難区域として設定されたことから、現在も 1,700 世帯、6,500 人の全村民が、村外の福島市、伊達市、相馬市、猪苗代町など県内外の広域に 2,700 世帯以上に分離した上で分散避難を余儀なくされている。 放射能汚染の状況は、平成 23 年 8 月 30 日付「文部科学省による放射線量等分布マップ（放射性セシウムの土壌濃度マップ）の作成について」によれば、村域のほとんどが 600kBq/m ² 以上に分類され、村内南部の長泥地区では 3,000kBq/m ² 以上のポイントも存在し、原子力発電所から 30km 以遠の市町村としては、最大級の汚染濃度となっている。 このため、平成 23 年度より村全域が米の作付制限区域となったが、計画的避難区域の設定により村内での生活および就業が禁止されたことから、水稻、野菜、花卉、畜産等、すべての営農活動ができない状況となっている。

震災の被害からの復興に関する目標

「いいたて まいでいな復興計画」では、「飯舘村」という地域の復興のみならず、「村民一人ひとり」が生活基盤を再建し、復興の実感・心を得ることがより重要である、との観点に立ち、「村民の皆さんの避難生活と生活再建を優先して支援」するため、「避難生活を継続せざるを得ない方や村から離れている方への支援を進めます」という方針を掲げている。

村の基幹産業は農業であるため、飯舘牛やトルコギキョウ等の「まいでいブランド」を再生することが、村の復興に不可欠であり、村民に復興の実感・心を与える早道でもある。このため、「まいでいブランドを再生する」を復興計画の基本方針に掲げ、飯舘村で培ってきた花きや野菜、畜産に係る技術を継続・継承することによって村民の営農意欲を維持し、以て「いいたてブランド」を維持・発展させることとしている。

具体的には、計画的避難区域となっている村内での営農継続は不可能であることから、当面、意欲ある農業者の避難先での営農再開を支援し、「まいでいブランド」の農産物の生産と市場流通を確保することにより、「まいでいブランド」再生の足がかりとする。

また、営農再開した農業者に村民が雇用され、「まいでいブランド」の再生にかかわることにより、「村と村民」や、村民相互の絆を結び、心の支えとなることも期待される。

さらに、飯舘村における国直轄除染事業が一定程度効果を生み、村内での営農活動が可能となれば、復興交付金事業により整備した農業施設等を村内に移設し、村の農業復興の先導的施設として活用することにより、速やかな営農再開、ひいては村の復興に資することができる。村内における営農活動にあたっては、除染事業後の村内の詳細汚染濃度マップ等の作成により営農再開可能区域を設定するとともに、集落営農の推進、農業経営体の構築推進により疲弊した農業の受け皿の復活を図り、一方では、残存放射性物質による汚染農産物の生産を極力避けるために、花卉の特産化、施設園芸の拡大、バイオエネルギー作物の栽培などを検討、推進することにより、消費者に受け入れられる農業形態を構築することが必要であるが、当該事業はその先導的役割を果たすものである。

これにより、史上他に類を見ない「放射能汚染の克服と農業復興」を果たすことを期すものである。

なお、当該事業は、国直轄除染事業の開始前に着手できる唯一の農業復興事業である。

対象事業の詳細 様式 1-2、1-3、1-4、1-5

基金設置の有無・基金設置の時期

有 (基金設置主体: 福島県) / 無 ()
(基金設置の時期: 平成 24 年 3 月)

※該当を○で囲んで下さい

復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 別紙※

※特定市町村又は特定都道府県が独自に、域内の復興に関する構想、そのために必要となる施策等を取りまとめた文書を作成している場合には、その文書を添付してください。